

外出届(船っ子教室用)

令和 年 月 日

_____放課後ルーム園長 あて

保護者名 _____

児童名 _____

船っ子教室(放課後子供教室)へ参加するため、外出届を提出します。

| | |
|------|----------------------|
| 期間 | 令和6年 月 日 ~ 令和7年3月31日 |
| 外出先 | 船っ子教室(放課後子供教室) |
| 特記事項 | |

【下記注意事項をご了承の上、ご提出下さい】

- 1 船っ子教室は、17時まで開催の事業となります。
- 2 特記事項欄には、あらかじめ放課後ルーム職員に連絡しておくことがありましたら記入してください。
- 3 船っ子教室参加の際は、放課後ルームを外出扱いとなります。外出中の事故については責任を負いません。なお、船っ子教室参加中の事故は船っ子教室の保険の適用となります。
- 4 船っ子教室への参加については、放課後ルーム職員が「船っ子教室(放課後子供教室)登録・参加カード」に保護者の押印があることを確認してから、放課後ルームより送り出します。保護者の押印がない場合は、船っ子教室へ参加できません。
- 5 放課後ルームと船っ子教室は別事業となります。参加の際は利用方法、利用時間等をご家庭でお子さまとよく話しいただきますようお願いいたします。
 - 船っ子教室までの付添い、船っ子教室へのお迎えは行いません。
 - 船っ子教室へ送り出した後、お子さまが船っ子教室へ参加しているかの確認は行いません。
 - 船っ子教室から放課後ルームに戻る時間はお子さま自身の管理となります。習い事等の時間にお子さまが放課後ルームに戻って来ない場合もお迎えには行きません。
- 6 **船っ子教室への外出は1日につき1度までとなります。船っ子教室より放課後ルームに戻ってきた場合、再び船っ子教室へ行くことは出来ません。**